

令和5年度第1回旭川市奨学生等選考委員会 会議録（要旨）

- 開催日時
令和5年7月7日（金） 18:00～19:45
- 開催場所
旭川市子ども総合相談センター 2階第3研修会議室
- 出席委員（4名）
郡司委員，千葉委員，増子委員，八鍬委員
- 欠席委員（3名）
小林委員，小山委員，若林委員
- 旭川市
子育て支援部 浅田部長
- 事務局（3名）
子育て助成課 田上課長，佐賀補佐，安田主査

1 開会

2 子育て支援部長あいさつ

本日は大変お忙しいところお集まりいただき，誠にありがとうございます。

今年度の子育て支援においての大きな制度改正としましては，まず8月から子どもの医療費助成を15歳までに拡大することと，もう一つが大学生等を対象として給付型奨学金を拡充したことでございます。

これから皆様にご検討いただきますが，どのような条件・優先順位とするのか悩ましいところでもあります。この制度の趣旨は，学習意欲の高いお子さんが，経済的な事情で進学をあきらめることを無くしていきたいという思いで設けた給付型奨学金でございます。そういったねらい・思いをご理解いただいたうえで，選考方法等ご検討いただきたいと思います。何卒よろしくお願いします。

3 選考委員紹介

各委員から所属、氏名等自己紹介

4 旭川奨学生等選考委員会委員長の選任について

委員長に郡司委員，副委員長に千葉委員を選任

5 議事

(1) 会議運営ルールの協議及び決定について

次のとおり2点を決定した。

ア 会議記録を要約的に記録し、発言者の表記方法は委員個人を特定しない。

イ 会議記録内容の確認者は委員長・副委員長とする。

(2) 令和5年度旭川市給付型奨学金（大学等）の選考基準について

ア 概要説明

(事務局)

「資料1 旭川市給付型奨学金（大学等）の概要について」に基づき説明。

(委員A)

「その他の条件」③④の休止・廃止の事例について質問があった。

(事務局)

③大学を退学した場合。④生計維持者が市外に転出した場合は給付型奨学金の支給を廃止することを説明。

イ 選考基準について

(事務局)

「資料2 旭川市給付型奨学金（大学等）の選考基準について」に基づき、3つの選考要件（案）及び選考基準の参考として3つの選考方法（案）を説明。

(ア) 3つの選考要件（案）について

1つ目の要件→第2学年全期+第3学年1学期又は前期の評定平均が5段階評定で4.3以上とする。

(委員B) 事務局案では評定の対象期間を高校2年生からとしているが、高校1年生は含めないのか。

(委員D) 他の奨学金等の成績評定の対象期間は高校1年生からとなっているので、高校1年生からとするのが望ましい。

(委員A) 「性行が善良」であることについても、選考に加えることは可能か。

(委員B) 「性行が善良」であることについて、各委員に持ち点を与えて、推薦書（申請者の参考情報）の内容をもとに選考するのが良いのではないか。

(委員長) 各委員からの意見をまとめると、選考要件については、

- ・成績要件の評定の対象期間を第1学年から第2学年の全期及び第3学年の前期又は第1学期に変更する。
- ・資料の3つの要件に加えて、性行が善良であることについて、在学している高校から提出される推薦書をもとに、各委員が採点する。この4つを選考要件とすることによろしいか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) なお、推薦書の内容については、事務局案を委員長が確認することによろしいか。

(全委員) 異議なし。

(イ) 選考方法について

(委員A) 第2案では、低所得から中間層をターゲットにしていると思われる。

(委員B) 選びたい人をわかりやすく決める必要がある。ひとり親とその他の世帯では経済状況の差が大きく開いているとの報告がある。

(委員A) 育英事業の目的に、経済的格差から生ずる教育格差の解消と記載されているので、多子・ひとり親世帯など、成績が優秀な学生等でも経済的に困っている家庭を応援をできるような奨学金が良いと思う。

(委員B) 独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金制度は、低所得者層に対して比重を置いた支援を行っている。旭川市の給付型奨学金の金額はそれほど高くはないと思う。

(委員D) 独立行政法人日本学生支援機構の制度の対象とならない学生等を支援できるようになれば良い。

(委員A) 第2案が一番旭川市の制度として合っているのではないか。

(委員B) 第2案の第1基準では、要件を成績の評定と家庭の状況としているため、多子・ひとり親世帯に点数が加算されるので良いのではないか。

(委員C) 第1基準に税を含めると、選考が複雑になると思う。

(委員長) それでは各委員の意見を踏まえ、選考方法については、第2案とし、第1基準「成績の評定と家庭の状況」で100人を選定し、100人目が複数存在する場合、第2基準を「生計維持者の市・道民税の税額控除前所得割の低い者」と「性行が善良である」かどうかを各委員が点数付けすることにより、100人を選定するということによろしいか。

(全委員) 異議なし。

(ウ) 点数配分について

(事務局)

第1基準の点数配分について「選考基準の配点(参考)」に基づき説明。

第1基準の配点について、5段階評定の点数と、多子世帯・ひとり親によって配点にどのような影響が出るのかについて詳しく説明。

(委員B) 資料の(1)の場合、成績の5.0と4.3の差は0.7で、点数配分は4.2点となり、ひとり親の場合は5点、18歳以下の兄弟は1人当たり3点(最大5名15点)の点数が加算されることとなるため、多子世帯・ひとり親世帯の方が選考されやすくなる。

(委員A) 家庭状況で0点の場合はあるのか。

(委員B) 二人親の世帯で18歳以下の子どもが本人のみの場合は0点になる。配点としてはいいところではないか。

(委員A) それでは各委員の意見を踏まえ点数配分について、第1基準の点数配分は、資料の(1)とすることよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) なお、第2基準の具体的な配点方法については選考委員会の意見を踏まえ、事務局で案を作成し、委員長が確認することよろしいか。

(全委員) 異議なし。

※第2基準の決定内容については、別紙「給付型奨学金(大学等)の選考方法について」「2 選考方法(2)」を参照。

- 6 その他 今後の旭川市奨学生等選考委員会のスケジュールについて
「資料3 育英事業スケジュール」に基づき説明。

- 7 閉会